

VIII 参考資料

- 宮城県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(仮称)懇話会開催要綱 ……70
- 宮城県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(仮称)懇話会構成員名簿 ……72
- 策定の経過 ……72
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ……73
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ……81
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画(第6次計画) ……99
- 令和3年度から令和5年度 実績及び評価(事業別)
- 関係機関一覧 ……117
- 各種支援制度 ……130

宮城県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）懇話会開催要綱

（目的）

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条の規定による「宮城県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）（以下「困難女性支援計画」という。）」の策定にあたり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3の規定による現行の「宮城県配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画（第6次計画）」（以下「DV基本計画」という。）との一体型策定を行うため、広く有識者からの意見聴取を行う、宮城県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

（所掌事務）

第2条 懇話会において意見を聴取する事項は、次のとおりとする。

- （1）DV基本計画に基づく事業に関すること。
- （2）困難女性支援計画に関すること。
- （3）前号に掲げるもののほか、困難女性支援計画に関して必要な事項

（構成）

第3条 懇話会は、知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

（座長等）

第4条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長の選任は、構成員の互選による。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 懇話会は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要に応じ、懇話会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

構成員名簿

(敬称略、五十音順)

所 属	役職等	氏 名
栗原市市民生活部 子育て支援課	課長	四ノ宮 由紀
公益社団法人 みやぎ被害者支援センター	専務理事	阿部 信三郎
尚絅学院大学	教授	杉山 弘子
仙台市市民局市民活躍推進部 男女共同参画課	課長	西山 祥子
仙台北務局人権擁護部第二課	課長	伊藤 大介
特定非営利活動法人 チャイルドラインみやぎ	代表理事	小林 純子
特定非営利活動法人ハーティ仙台	代表理事	八幡 悦子
特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台	理事長	立岡 学
仙台弁護士会	弁護士	真山 萌
宮城県コスモスハウス	施設長	渡邊 文子
宮城県母子福祉連合会	会長	引地 淑子

策定の経過

令和5年9月7日 第1回困難女性支援基本計画懇話会
 令和5年11月22日 第2回困難女性支援基本計画懇話会
 令和5年12月15日 県議会環境福祉委員会報告(中間案)
 令和5年12月28日 パブリックコメント実施
 ~令和6年1月29日
 令和6年2月14日 第3回困難女性支援基本計画懇話会
 令和6年3月8日 県議会環境福祉委員会報告
 令和6年3月 計画策定

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

1 1 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更

生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けすることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困

難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁し

た費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日
（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

公 布：平成十三年法律第三十一号

最終改正：令和五年法律第三十号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関

係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、

当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和

- 五十九年法律第八十六号) 第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。) の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。) をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
- （退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分

を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画(第6次計画)
 令和3年度から令和5年度実績及び評価(事業別)
 (令和6年3月31日時点)

1 被害者等の相談・保護体制の充実				
施策	1-1 早期発見・通報体制の整備			
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
県民からの通報の促進	DV予防啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■DV・デートDV防止啓発リーフレットの配布 <ul style="list-style-type: none"> □一般向けリーフレット作成数 <ul style="list-style-type: none"> R3 14,000部 R4 12,000部 R5 10,000部(予定) □若年層向けリーフレット作成数 <ul style="list-style-type: none"> R3 20,000部 R4 4,000部 R5 5,000部(予定) ■デートDV防止啓発パンフレットの配布 <ul style="list-style-type: none"> R3 41,700部 R4 35,100部 R5 33,500部(予定) ■夜間・休日DV電話相談事業広報カードの配布 ■電話相談や面接相談について、新聞、ラジオ、HP等を活用した啓発 ■デートDV防止講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> □実施校 R3 34校 R4 37校 R5 44校(予定) 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■リーフレット、広報誌等による予防啓発のほか、講座等により、相談窓口の情報やDVに関する意識啓発が図られた。 ■今後も更なる啓発を推進するため、関係機関と連携し、継続した取組が必要である。
医療関係者や教育関係者への相談窓口・通報制度の周知	医療関係者による発見・通報等の協力	<ul style="list-style-type: none"> ■医療機関向けDV対応マニュアルの配布(外科、小児科、婦人科、歯科) 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■手引きやリーフレットを配布し、通報制度や相談窓口の周知を図り、被害者の早期発見につながる情報提供を行った。 ■引き続き、被害者の早期発見につながるよう情報提供や手引き等による周知に努める。
	保育・学校関係者等による発見・通報等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■教職員向けデートDV対応の手引きやDV予防啓発リーフレットの配布 	子ども・家庭支援課	
子育て家庭へのDV防止啓発の推進	子育て家庭へのDV及び児童虐待予防啓発資料の配布	<ul style="list-style-type: none"> ■DV・デートDV防止啓発リーフレットの配布 <ul style="list-style-type: none"> □一般向けリーフレット作成数 <ul style="list-style-type: none"> R3 14,000部 R4 12,000部 R5 10,000部(予定) □若年層向けリーフレット作成数 <ul style="list-style-type: none"> R3 20,000部 R4 4,000部 R5 5,000部(予定) ■デートDV防止啓発パンフレットの配布 <ul style="list-style-type: none"> R3 41,700部 R4 35,100部 R5 33,500部(予定) ■夜間・休日DV電話相談事業広報カードの配布 ■児童虐待防止啓発リーフレットの配布 <ul style="list-style-type: none"> R3 9,300部 R4 16,800部 R5 26,300部 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■リーフレットを配布し、通報制度や相談窓口の周知を図り、被害者の早期発見につながる情報提供を行った。また、研修会を実施したことにより、警察や民間支援団体との顔の見える関係が構築され、連携強化と支援の資質向上が図られた。 ■引き続き構成機関との連携に努め、支援団体の取組の促進、連携体制の機能強化を図る必要がある。
	要保護児童対策地域協議会機能強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ■要保護児童対策地域協議会機能強化研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> R3 8回 153名参加 R4 3回 120名参加 	子ども・家庭支援課	

1 被害者等の相談・保護体制の充実				
施策	1-2 相談体制の充実強化			
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
相談員等の資質向上・研修機会の確保	市町村人材育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における配偶者暴力相談支援センター設置促進に向けた研修会の開催 配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対する業務内容の情報提供や助言 □センター設置数: 県1箇所 市2箇所 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> 関係職員及び相談員等に対する各種研修会の実施により、相談対応能力の向上や支援制度等の理解が深まり、資質向上が図られた。 今後も継続して研修会等を開催し相談員等の資質向上に努め、相談体制や事案に対する対処能力をより一層向上させる必要がある。
	女性相談員等技術研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 相談員向け研修会の実施 R3 8回 現地280名参加 R4 6回 現地131名参加 WEB158名参加 R5 6回(予定) 	子ども・家庭支援課 女性相談センター	
	男女共同参画相談・自立サポート支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する相談のスキルアップ研修等の実施 	共同参画社会推進課	
	部内研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 警察署員等に対する研修会を開催し、スキルアップを図る 	県民安全対策課	
地域の実情や被害者の状況に配慮した柔軟な相談体制の整備	夜間・休日DV電話相談	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の電話相談窓口として「みやぎ夜間・休日DVほっとライン」を設置し、DV被害者等に対する支援の充実に資する。 □相談件数 R3 279件(うちDV相談81件) R4 343件(うちDV相談81件) 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> 民間委託による夜間・休日の電話相談を実施し、DV被害者等の相談受付体制の充実を図った。 相談場所に地域的な偏りがあることから、引き続き相談者のニーズに応じた相談体制の拡充を図り、早期発見につなげる必要がある。
市町村の相談体制の強化に対する支援	市町村人材育成支援事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における配偶者暴力相談支援センター設置促進に向けた研修会の開催 配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対する業務内容の情報提供や助言 □センター設置数: 県1箇所 市2箇所 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> 関係職員及び相談員等に対する各種研修会の実施により、相談対応能力の向上や支援制度等の理解が深まり、資質向上が図られた。 今後も継続して研修会等を開催し相談員等の資質向上に努め、相談体制や事案に対する対処能力をより一層向上させる必要がある。
警察における相談体制の充実	ストーカー・DVアドバイザーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ストーカー・DVアドバイザーの配置 	県民安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> 警察署から報告を受けた事案について、助言・指導を行い、重大事案への発展を阻止している。 引き続き相談者のニーズに応じた助言・指導を行い、関係機関と連携した迅速な支援が必要がある。
男性相談の充実	男女共同参画相談室での相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 「みやぎ男女共同参画相談室」において、様々な男女共同参画に関する県民からの相談に男性相談員が対応する。 □相談件数 R3 1,195件 R4 1,292件 	共同参画社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画相談室の一般相談や男性相談により、DV被害者等の相談受付体制の充実を図った。 引き続き相談者のニーズに応じた相談体制の拡充を図り、早期発見につなげる必要がある。
婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会の活用	婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 婦人保護関係機関による連絡会議の開催 	子ども家庭支援課 女性相談センター 県保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク連絡協議会の実施により、警察をはじめとした関係機関の連携強化が図られた。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から書面開催に切り替える等、状況に応じた開催方法を検討して連携に努めた。 今後も連携強化に向けて継続的な取組が必要である。
性暴力被害者のための相談の充実	性暴力被害者に対する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 性暴力被害者支援の充実に図るため、性暴力被害相談支援センター宮城を運営する。 □性暴力被害者取扱件数 R3 447件 R4 905件 	共同参画社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 性暴力被害者等からの相談窓口を設置し、適切な相談対応を行った。 今後も相談窓口の周知を図り被害者に寄り添ったきめ細やかな支援に努める。

1 被害者等の相談・保護体制の充実				
施策		1-3 保護体制の充実強化		
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
被害者の安全確保	「宮城県DV被害者支援共通シート」を活用した迅速な保護の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■被害者の情報共有を図るための「DV被害者支援共通シート」を活用した迅速な保護の実施 	女性相談センター 県保健福祉事務所 県民安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ■各市町村や県保健福祉事務所へ共通シートの活用を促し、適切な相談・保護対応が出来るように努めた。また、緊急時に避難先を提供した際の市町村負担費用の全部または一部を県が補助を行い、市町村の財政負担の軽減に努めた。 ■引き続き、DV被害者等の安全確保や適切な保護に繋がるよう努める。
	緊急避難先の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村がDV被害者等に対して、緊急時に避難先を提供した際の費用を県が補助する □実績件数(実績額) R3 1市(18千円) R4 2市(38千円) 	子ども・家庭支援課	
一人ひとりに寄り添った一時保護体制の構築	婦人保護事業の運用面における見直し方針を踏まえた一時保護のあり方検討	<ul style="list-style-type: none"> ■一時保護施設利用者へ通信機器の使用制限や外出規制等に対する理解促進とDV加害者からの追跡等のリスク周知 ■DV加害者からの追跡のリスクがない者に対する民間シェルター活用の保護調整 	子ども・家庭支援課 女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ■通信機器の使用や外出を行うことによる利用者へのリスクを説明し、保護対象者の安全確保に努めた。また、DV加害者からの追跡のリスクがない者に対して、民間シェルターの活用も視野に入れ、保護対象者の意向に沿った一時保護に努めた。 ■引き続き、通信機器の使用制限や外出規制等に対する理解促進を図るとともに、保護対象者の意向に沿った保護が出来るよう検討していく必要がある。
一時保護委託の対象拡大と積極的活用	一時保護委託の積極的活用と委託先の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■一時保護委託による被害者の安全確保 □一時保護委託契約先数及び件数 R3 3施設0件 R4 3施設3件 R5 3施設(予定) 	子ども・家庭支援課 女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ■保護対象者の個々の意向や状況等を踏まえた一時保護を実施し、必要に応じて一時保護委託を実施した。また、民間団体と連携し、加害者からの追跡の恐れのないDV被害者等の意向に応じて民間シェルターでの保護を実施した。 ■今後も若年被害女性等保護が必要な方の意向や状態・状況等を踏まえた一時保護が可能となるよう、一時保護委託先の拡充を検討する必要がある。
警察における安全確保・保護体制の充実	夜間・休日における一時保護の対応	<ul style="list-style-type: none"> ■夜間・休日における女性相談センターとの連携による一時保護の実施(24時間体制) 	県民安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ■関係機関の連携により被害者の安全確保や保護が適切に実施された。 ■今後も更なる連携強化を図り、被害者の安全確保に努める。
	危険性の高い被害者に対する保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ■保護命令発令後の関係機関との連携協力による自宅の荷物引き取りの実施 ■保護命令期間中における緊急対応の協力要請 ■DV加害者追跡時の警戒及び巡回要請等 ■安全が懸念される場合の緊急通報装置の貸出要請 	県民安全対策課	
	一時避難場所確保のための公費負担制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ■DV被害者等がホテル等へ一時避難する際の費用を公費負担 □公費負担利用数 R3 14件 R4 14件 	県民安全対策課	
一時保護所入所者に対する心のケアの充実	医師及び心理士による面接の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■精神科医の面接による早期治療 □精神科医面接数 R3 20人 R4 30人 ■自尊感情の回復・心理教育を目的として面接及びパーソナリティ検査の実施 □心理面接数 R3 27人 R4 38人 	女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ■一時保護所入所者に対して、医学的・心理学的な面からの援助を行い、問題の整理解決に努めた。 ■今後も、継続的な取組と更なる支援内容の充実が必要である。

1 被害者等の相談・保護体制の充実				
施策		1-3 保護体制の充実強化		
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
保護命令制度等 法制度の適切な 利用に向けた支 援	保護命令制度 等、法制度の 適切な利用に 向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ■保護命令申立手続に関する指導 助言 <ul style="list-style-type: none"> □保護命令に係る書面提出件数 R3 2件 R4 2件 ■保護命令申立に関する助言 <ul style="list-style-type: none"> □保護命令発令件数 R3 54件 R4 33件 ■発令後の被害者に対する防犯指 導及び関係機関との情報共有 	女性相談セン ター 県民安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ■保護命令の発令により被害者の 安全確保が図られた。また、自立支 援に係る費用の貸付体制を整えた。 ■引き続き、支援制度の周知を図る とともに、ニーズを把握し、DV被害 者等の自立に繋がる支援制度となる よう検討が必要である。
	DV被害者等へ の自立支援金 の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ■一時保護所及び婦人保護施設入 所中のDV被害者等に対して、保護 命令申立費用等の自立支援に係る 費用の貸付の実施 <ul style="list-style-type: none"> □実績 R3、R4実績無し 	子ども・家庭支援 課 女性相談セン ター	

1 被害者等の相談・保護体制の充実				
施策 1-4 外国人・高齢者・障害者等への配慮				
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
通訳等相談体制の充実	宮城県国際化協会の通訳サポーター派遣事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要に応じた、国際化協会の通訳サポーター派遣事業を活用 ■ 国際化協会と連携した入所支援 	子ども・家庭支援課 女性相談センター 県保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ■ ケースに応じて、国際化協会等関係機関と連携し適切な支援に努めた。 ■ 引き続き、外国人被害者等に配慮した支援体制の充実が必要である。
	外国人 인권相談ダイヤルの運用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権問題で悩む外国人のための相談窓口を設置 	法務省人権擁護局	
高齢者・障害者等への支援体制の整備	地域包括支援センター等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村の地域包括支援センターや障害者支援担当部署、民間支援団体、医療機関等との連携 	女性相談センター 県保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢又は障害を持つDV被害者等への支援や保護のため、情報共有や協議等により、連携した支援を行った。 ■ 引き続き、各関係機関と連携し、高齢者又は障害者等配慮を要する被害者への支援体制の充実が必要である。

2 被害者等の自立に向けた支援				
施策	2-1 自立のための心のケア・生活に関する支援			
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
精神的ケアの充実	医師及び心理士による面接の実施【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■精神科医の面接による早期治療 □精神科医面接数 R3 20人 R4 30人 ■自尊感情の回復・心理教育を目的として面接及びパーソナリティ検査の実施 □心理面接数 R3 27人 R4 38人 	女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ■一時保護所入所者に対して、医学的・心理学的な面からの援助を行い、問題の整理解決に努めた。 ■今後も、継続的な取組と更なる支援内容の充実が必要である。
施設退所後のアフターケアの充実	DV被害者等の自立生活の援助	<ul style="list-style-type: none"> ■一時保護所及び婦人保護施設退所者に対して、安定した地域生活を送ることができるよう、電話相談等、孤立を防止するための支援を実施 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■DV被害者等自立生活援助事業を実施し、一時保護所及び婦人保護施設退所者に対して、安定した地域生活を送ることができるよう、電話相談等の支援を行った。 ■今後もアフターケア支援の充実を図り、継続した取組が必要である。 ■また、見守りが必要な被害者に対して、ステップハウスの活用なども含め、被害者の状況に応じたきめ細やかな支援の検討を行う必要がある。
DV被害者が必要とする各種支援制度の周知と活用への支援	住民基本台帳の閲覧制限制度の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ■住民基本台帳の閲覧制限制度の周知 	子ども・家庭支援課 女性相談センター 県保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ■司法関係機関と連携し、専門的な法理相談の実施とその普及啓発に努めるとともに、相談員スキルアップ研修会などを実施し、相談・支援対応について市町村を含む関係職員の資質向上が図られた。 ■今後も、支援制度の有効活用に向けた取組を強化するとともに、母子生活支援施設での継続的な支援に加え、退所後のアフターケアなど被害者が自立した生活を送れるまでの切れ目のない支援について検討していく必要がある。
	「DV相談の手引き」の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ■県の関係機関及び市町村へDV相談の手引きの配布 	子ども・家庭支援課 女性相談センター	
	弁護士支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ■DV等家庭問題に理解が深い弁護士から法的助言や協力等が得られる支援体制の整備 	子ども・家庭支援課 女性相談センター	
	DV被害者等への自立支援金の貸付【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■一時保護所及び婦人保護施設入所中のDV被害者等に対して、保護命令申立費用等の自立支援に係る費用の貸付の実施 □実績 R3、R4実績無し 	子ども・家庭支援課 女性相談センター	
DV被害者が必要とする各種支援制度の周知と活用への支援	日本司法支援センター(法テラス)の活用支援	<ul style="list-style-type: none"> ■弁護士無料相談の情報提供 ■一時保護入所者等の法テラスの活用 □弁護士への相談件数 R3 2件 R4 7件 	子ども・家庭支援課 女性相談センター 県保健福祉事務所	
	母子父子家庭等特別相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ■法律相談を中心に弁護士が無料で面接相談に対応 □実施回数 R3 24回 R4 25回 	子ども・家庭支援課	
	市町村人材育成支援事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村向け研修会の実施 	子ども・家庭支援課	
	母子生活支援施設への入所	<ul style="list-style-type: none"> ■母子生活支援施設への入所支援 	県保健福祉事務所	

2 被害者等の自立に向けた支援				
施策 2-2 生活基盤(住宅・就業等)を整えるための支援				
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
民間賃貸住宅への入居支援	身元保証人の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ■施設(母子生活支援施設、婦人保護施設、一時保護所)退所時に施設長が保証人となった場合の保証料を補助 	子ども・家庭支援課 女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ■DV被害者に対する各種住宅確保対策と貸付事業を実施し、自立支援体制を整えた。 ■今後も対策を継続するとともに、より安定した自立支援が図られるよう対策を講じる必要がある。
	DV被害者等への自立支援金の貸付【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■一時保護所及び婦人保護施設入所中のDV被害者等に対して、就職活動に係る費用や家賃保証契約に係る保証料等の貸付の実施 □実績 R3、R4実績無し 	子ども・家庭支援課	
県営住宅入居の優遇制度と目的外使用による支援の充実	県営住宅の優遇措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■県営住宅の応募の際に、抽選倍率の優遇措置を実施 □優遇措置による当選者数 R3 5人(応募者数11人) R4 1人(応募者数5人) 	住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ■DV被害者に対する優遇措置や一時的な住居の提供により、生命及び身体の安全を確保し、また、住宅の確保を支援することで、自立支援に寄与した。 ■今後も対策を継続するとともに、住宅確保が困難な方への支援の充実について検討していく。
	県営住宅等の目的外使用の活用による支援	<ul style="list-style-type: none"> ■DV被害者等に県営住宅等の目的外使用制度の活用により、緊急安全確保を行い、原則3か月以内、居住を提供 □目的外使用の実績 R3 1件 R4 1件 	住宅課	
民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実	民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■新たな住宅セーフティネット制度の効果的な運用に向け、宮城県居住支援協議会(現:みやぎ住まいづくり協議会)と連携しながら、DV被害者等住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居の円滑化を図る。 □セーフティネット登録戸数 R3 4,835件 R4 2,020件 □居住支援法人の指定 R3 4者 R4 2者 	住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ■DV被害者に対する各種住宅確保対策を実施し、自立支援に寄与した。 ■今後も取組を継続するとともに、より安定した住宅確保が図られるよう取組内容を検討していく。

2 被害者等の自立に向けた支援				
施策 2-2 生活基盤(住宅・就業等)を整えるための支援				
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
就業及び経済的支援に関する支援制度の周知・活用支援	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	■県内4か所において、相談を受け付け、相談者に応じた支援を実施。 新規相談受付件数 R3 2,575件 R4 1,917件	社会福祉課	<p>■DV被害者等に対し、各種支援を行うことにより、自立支援に寄与した。また、特例貸付を実施し、新型コロナウイルス感染症による休業等で影響を受けた世帯における、当面の生活費等の資金需要に対応した。</p> <p>■今後も対策を継続するとともに、生活困窮者が安定した生活を確保するよう関係機関と連携し、事業を行う必要がある。</p>
	住居確保給付金 (生活困窮者自立支援制度)	■離職や収入源により、経済的に困窮し、住居を失う恐れのある者に対し、家賃相当額を給付。 R3 411件、15,409千円 R4 230件、9,296千円	社会福祉課	
	一時生活支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	■住居を喪失した者に対し、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供 R3 15名 R4 16名	社会福祉課	
	就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	■直ちに一般就労が困難な者に対し、自立相談機関と連携し、就労自立に向けた訓練を実施。 R3 26名 R4 14名	社会福祉課	
	生活福祉資金貸付制度の活用	■低所得者等に対し、転居費や緊急小口資金などの資金の貸付を実施。 ■令和2年3月から令和4年9月までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少となった世帯を対象に特例貸付を実施。 □貸付決定件数 R3 21,148件 R4 4,098件	社会福祉課	
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	■母子父子家庭の父母等の就業による自立促進のための就業相談や就業支援講習会等の実施 □就業相談件数 R3 127件 R4 127件 □就業支援登録者数(就業実績) R3 22人(7人) R4 16人(4人) □母子家庭等就業支援講習会(パソコン、ホームヘルパー、介護初任者研修等) R3 50人 R4 45人	子ども・家庭支援課	
	高等職業訓練促進資金貸付金	■母子父子家庭の父母が看護師や介護福祉士等の資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金の給付対象者に、入学準備金、就業支援金の貸付けを行う(返納免除あり) □貸付件数 R3 6人 R4 7人	子ども・家庭支援課	
生活保護受給者等就労自立促進事業	■児童扶養手当受給者等に対し、福祉事務所とハローワークが連携し就労支援を行う □支援対象者数 R3 2,601人 うち児扶手受給者 908人 R4 2,175人 うち児扶手受給者 608人 □就職者数 R3 1,461人 うち児扶手受給者 501人 R4 1,419人 うち児扶手受給者 450人	宮城労働局		

3 DV家庭に育つ子どもの安全・安心を確保する支援				
施策	3-1 虐待の早期発見と安全確保			
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
DV対応機関と児童虐待対応機関との連携体制の構築	DVと児童虐待が併存する事案に対する情報共有・支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■DV相談の手引きの配布 ■各機関との情報共有 	子ども・家庭支援課 女性相談センター 児童相談所 県保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ■DV及び児童虐待に関する支援が円滑に行われるよう、手引きやガイドラインの周知を行うとともに、必要に応じて情報共有や役割分担について調整し、適切な支援の実施に努めた。 ■更なる連携強化のための具体的な手法や取組等を検討する必要がある。
要保護児童対策地域協議会への参画促進	要保護児童対策地域協議会への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ■配偶者暴力相談支援センター・福祉事務所の参画状況 R4(仙台市を除く) 配偶者暴力相談支援センター 1市(※設置市町村2) 福祉事務所 13市町 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所等のDV相談機関が要保護児童対策地域協議会へ参画することで、同伴する子どもへの支援の充実が図られた。 ■今後も引き続き要保護児童対策地域協議会に対しDV相談機関の参画と定期的な会議の開催を働きかける必要がある。
子育て家庭へのDV防止啓発の推進【再掲】	子育て家庭へのDV及び児童虐待予防啓発資料の配布【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■DV・デートDV防止啓発リーフレットの配布 <ul style="list-style-type: none"> □一般向けリーフレット作成数 R3 14,000部 R4 12,000部 R5 10,000部(予定) □若年層向けリーフレット作成数 R3 20,000部 R4 4,000部 R5 5,000部(予定) ■デートDV防止啓発パンフレットの配布 R3 41,700部 R4 35,100部 R5 33,500部(予定) ■夜間・休日DV電話相談事業広報カードの配布 ■児童虐待防止啓発リーフレットの配布 R3 9,300部 R4 16,800部 R5 26,300部 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■リーフレットを配布し、通報制度や相談窓口の周知を図り、被害者の早期発見につながる情報提供を行った。また、研修会を実施したことにより、警察や民間支援団体との顔の見える関係が構築され、連携強化と支援の資質向上が図られた。 ■引き続き構成機関との連携に努め、支援団体の取組の促進、連携体制の機能強化を図る必要がある。
同伴する子どもの適切な一時保護の実施	同伴する子どもの適切な一時保護の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■被害親子が安全安心に過ごせる生活環境の提供 ■養育支援 	女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ■一時保護入所者の面接、外出時、レスパイトの必要時等には託児を行い、被害親子が安心して今後の生活を考えていけるよう支援した。また、研修会の実施により、警察や民間支援団体との顔の見える関係が構築され、連携強化と支援の資質向上が図られた。 ■引き続き構成機関との連携に努め、親子が更に安全、安心に過ごせるよう支援を継続する。
	児童相談所と連携した同伴する子どもの安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■児童相談所との情報共有等(18歳未満の女性や同判児などについて) ■施設心理職員によるケアの実施 	児童相談所 女性相談センター	
	要保護児童対策地域協議会機能強化事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■要保護児童対策地域協議会機能強化研修会の開催 R3 8回 153名参加 R4 3回 120名参加 	子ども・家庭支援課	

3 DV家庭に育つ子どもの安全・安心を確保する支援				
施策		3-2 DV対応と児童虐待対応の相互理解の促進		
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
DV対応と児童虐待対応の相互理解・連携強化を目指した専門研修の充実	DV対応と児童虐待対応に関する研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ■DVと児童虐待の特性および相談対応をテーマとした研修会の実施 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■DV対応職員と児童虐待対応職員の相互理解及び親子の安全に関する情報共有がなされた。 ■引き続き、DV対応職員と児童虐待対応職員の相互理解と情報共有が図られ、DVの当事者と同伴する子どもに対する適切な対応が行えるよう、研修の充実が必要である。
保育・教育関係者等への研修の充実	保育・教育従事者向け研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ■DVと児童虐待に対する理解を深める研修会の実施 	子ども・家庭支援課 県保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ■リーフレット等の啓発資料を配布する等、通報制度や相談窓口の周知を図り、被害者の早期発見につながる情報提供を行った。また、研修会実施により、警察や民間支援団体との顔の見える関係が構築され、連携強化と支援の資質向上が図られた。 ■引き続き構成機関との連携及び意識啓発に努め、支援団体の取組の促進、連携体制の機能強化を図る必要がある。
	教育関係者へのDV予防啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■デートDV防止講座の実施 ■教職員向けデートDV対応の手引きやDV予防啓発リーフレットの配布 	子ども・家庭支援課	
	児童虐待防止・対応研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ■教職員を対象とした児童虐待防止・虐待を発見した際の対応方法等に関する研修会の実施 □教職員向け研修会の実施 R3 各圏域1回 R4 各圏域1回 R5 各圏域1回 	子ども・家庭支援課	
	要保護児童対策地域協議会機能強化事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■要保護児童対策地域協議会機能強化研修会の開催 R3 8回 153名参加 R4 3回 120名参加 	子ども・家庭支援課	

3 DV家庭に育つ子どもの安全・安心を確保する支援				
施策		3-3 同伴する子どもに対する支援体制の充実		
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
同伴する子どもに対する心理的ケアの実施	心理カウンセラーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ■一時保護所の心理カウンセラーによる心理的ケアの実施 ■個別的な心理療法やカウンセリングの実施が必要な場合は児童相談所と連携し、同伴児童の状況に応じた専門的ケアの実施 	女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ■同伴する子どもに対する心理的ケアを実施し、早期の心の回復に努めた。 ■今後も支援の継続と更なる支援内容の充実が必要である。
一時保護施設における保育・学習支援の充実	学習支援員及び学習ボランティアによる保育・学習支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■学習支援員の配置による学習支援の充実 ※女性相談センター □支援実績 <ul style="list-style-type: none"> R3 101回(17人) R4 167回(16人) ■学習ボランティアによる学習の実施 □支援実績 <ul style="list-style-type: none"> R3 6回(5人) R4 70回(15人) 	女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ■同伴する子ども一人ひとりに応じた保育や学習指導を実施した。 ■今後も支援の継続と更なる支援内容の充実が必要である。
児童相談所等と連携した同伴する子どもへの支援の充実	児童相談所等との連携による同伴する子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ■各圏域ネットワーク連絡協議会の実施 ■市町村関係機関との情報共有 ■個別ケース会議での助言と役割分担による連携 	女性相談センター 児童相談所 県保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ■虐待が疑われる児童の情報提供及びDV被害の疑いのある家庭の情報把握に努め、関係機関と連携を図った。また、婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会や事例検討会を開催し、支援技術の向上と情報共有を図った。 ■同伴する子どもは愛着や発達、心理面に課題を抱える等手厚いケアが必要な場合が多いことから、関係機関が共通の理解の元に連携して支援を継続していく必要がある。
同伴する子どもの地域における見守り・アフターケアの充実	保育所への優先入所制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ■DV相談の手引きや各種通知の周知 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■施設退所先の要保護児童対策地域協議会にケース移管(又は継続)されるよう調整し、退所後関係機関が円滑に子どもと家庭の支援にあたる事が出来るよう努めた。また、市町村をはじめとする各関係機関へ手引きの配布や国からの各種通知を配布し、支援制度の周知と理解促進を図った。 ■退所に伴い支援機関が変わる場合でも、必要な支援が継続されるよう、引き続き情報共有と連携強化を図る必要がある。
	施設退所先の要保護児童対策地域協議会と連携した見守り支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■代表者・実務者・個別ケース会議への参加 ■市町村勉強会への参加と助言 ■ケース移管・継続に係る連携対応 	女性相談センター 児童相談所 県保健福祉事務所	
	母子生活支援施設への入所【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■母子生活支援施設への入所支援 	県保健福祉事務所	

4 民間支援団体との連携・協働				
施策		4-1 民間支援団体への支援		
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
民間支援団体の活動に対する支援の充実	民間支援団体が行う活動の周知・広報活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■民間支援団体に関する情報の周知 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■県政だよりや新聞等の広報を活用すると共に、宮城県のウェブサイトにおいて「女性支援を行う民間団体について」のページを作成し、県内の女性支援を行う民間団体の連絡先や支援内容の周知を行った。 ■今後も民間支援団体の支援情報の周知を図り、様々な困難を抱えた人たちが支援につながれるよう努める必要がある。
DV被害者支援制度等に関する情報提供の促進	民間支援団体に対する各種施策、国の通知等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ■民間支援団体に対する補助金等の情報共有 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■民間支援団体が活用できる補助金等の制度について、国の通知を配布するなど周知を図った。 ■今後も民間支援団体が活用できる各種補助金の事業内容について周知を図り、連携していく必要がある。

4 民間支援団体との連携・協働				
施策 4-2 民間支援団体との連携強化				
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
自治体と民間支援団体とのネットワークの構築	婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会の構成員に民間支援団体を入れて連携を強化する。 ■ 民間支援団体を協議会の事例検討における講師や支援内容の報告者に起用し、様々な角度からの支援のあり方を学ぶ。 	子ども・家庭支援課 女性相談センター 県保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 警察や民間支援団体との顔の見える関係が構築され、連携強化と支援の資質向上が図られた。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策による書面開催の実施では、圏域の自立相談支援センターの活動状況や女性支援を行う民間団体を掲載している県ウェブページを参考に配布し、民間支援団体について情報共有を図った。 ■ 引き続き民間支援団体との連携に努め、民間支援団体の取組の促進、連携体制の機能強化を図る必要がある。
民間支援団体の専門的知識の活用促進	夜間・休日DV電話相談【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 夜間・休日の電話相談窓口として「みやぎ夜間・休日DVほっとライン」を設置し、DV被害者等に対する支援の充実に資する。 □ 相談件数 R3 279件(うちDV相談81件) R4 343件(うちDV相談81件) 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間委託による夜間・休日の電話相談を実施し、DV被害者等の相談受付体制の充実に資する。 ■ 民間支援団体と連携し、児童相談所を含む県関係機関、市町村、民間支援団体を対象とする研修会を実施した。R4年度からは新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点や現地参加ができなかった場合の対応として、研修会の様子を収録し、後日、YouTubeで視聴が出来るようにしたことにより、関係機関全体の相談・支援対応のスキルアップを図ることができた。 ■ 引き続き民間支援団体との連携に努めるとともに、相談者のニーズに応じた相談体制の拡充を図り、早期発見につなげる必要がある。
	民間支援団体と連携した研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間支援団体と連携した研修会の実施 R3 8回 R4 6回(うちWEB配信5回) R5 6回(うちWEB配信5回)(予定) 	子ども・家庭支援課	
民間シェルターへの一時保護委託、ステップハウスの活用促進	民間シェルターへの一時保護委託やステップハウスの活用促進の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間支援団体と連携した一時保護及び支援のあり方についての検討 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間支援団体と連携し、DV加害者からの追跡リスクがない者の希望により民間シェルターでの保護を実施した。 ■ 県と連携して一時保護を実施する民間シェルターに対しては、国庫補助金を活用し、安定的な運営が行われるよう努めた。 ■ 引き続き民間支援団体との連携に努めるとともに、多様な支援ニーズに合わせた一時保護を検討していく必要がある。

5 暴力を許さない社会の形成				
施策		5-1 社会意識の醸成		
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
県民に対する啓発・広報の充実	DV予防啓発【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■DV・デートDV防止啓発リーフレットの配布 <ul style="list-style-type: none"> □一般向けリーフレット作成数 <ul style="list-style-type: none"> R3 14,000部 R4 12,000部 R5 10,000部(予定) □若年層向けリーフレット作成数 <ul style="list-style-type: none"> R3 20,000部 R4 4,000部 R5 5,000部(予定) ■デートDV防止啓発パンフレットの配布 <ul style="list-style-type: none"> R3 41,700部 R4 35,100部 R5 33,500部(予定) ■夜間・休日DV電話相談事業広報カードの配布 ■電話相談や面接相談について、新聞、ラジオ、HP等を活用した啓発 ■デートDV防止講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> □実施校 R3 34校 R4 37校 R5 44校(予定) 	子ども・家庭支援課	
	人権問題啓発のための研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ■教育、医療、警察、行政機関等関係者に対し、DVや虐待等を通じて人権への理解を深めるための研修会を開催 	子ども・家庭支援課 県保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ■リーフレット、広報誌等による予防啓発のほか、講座等により、相談窓口の情報やDVに関する意識啓発が図られた。 ■今後も更なる啓発を推進するため、関係機関と連携し、継続した取組が必要である。
	県・市町村パートナーシップ事業	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画施策の推進を図るため、啓発事業を実施 	共同参画社会推進課	
	生活安全情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ■DV・ストーカー防止の出前講座実施 ■DV・ストーカー被害防止パンフレット等の作成配布 ■ホームページ等の各種メディアを活用した意識啓発 	県民安全対策課	
	児童虐待防止市町村ネットワーク推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村等が実施する研修会への講師派遣 <ul style="list-style-type: none"> R3 1回 R4 0回 	子ども・家庭支援課	

5 暴力を許さない社会の形成				
施策		5-1 社会意識の醸成		
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
市町村や民間支援団体等との連携による啓発の展開	「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせた啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間(11/12～11/25)に、ポスターの掲示、研修会の開催、パープルライトアップを実施し、女性に対する暴力根絶に向けた意識啓発の実施 	共同参画社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> ■ポスターの掲示による予防啓発のほか研修会の開催、パープルライトアップの実施により、相談窓口の情報発信やDV防止に関する意識啓発が図られた。 ■今後も更なる啓発を推進するため、関係機関と連携し、継続した取組が必要である。
市町村基本計画の策定促進	市町村人材育成支援事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村基本計画策定の手引きの配布 ■関係会議等において、計画策定について説明・情報提供・助言を行う 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■身近な行政窓口として、地域の実情にあった支援施策に取り組めるよう計画策定の助言を行った。 ■引き続き、市町村に対して計画の策定、支援施策の充実を図るため、適切な助言・指導に努める必要がある。

5 暴力を許さない社会の形成				
施策		5-2 若年層に対する人権教育・啓発の推進		
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
学校における人権・性教育の推進	人権教育の推進	<p>■校長会、教頭会、及び生徒指導主事や特別活動の担当者等を対象に、人権教育の趣旨や道德教育の役割等について周知に努めた。</p> <p>■ネット上でのいじめ等について、適切な対応や未然防止という観点から生徒指導主事等を対象に研修会を開催した。</p> <p>■「みやぎ高校生マナーアップ運動」において、いじめ防止に係る標語やポスターを作成し、高校へ配布した。</p> <p>■「みやぎ高校生マナーアップフォーラム」を開催し、いじめや情報モラル、人権尊重をテーマに、高校生によるワークショップを実施した。</p> <p>■特別活動に係る説明会を開催し、教科等の担当者に対し、特別活動が高等学校の道德教育の中核的な位置付けにあり、特別活動を通して自他の個性や立場を尊重する態度の育成を図る旨を説明した。</p>	義務教育課 高校教育課	<p>■学校における人権教育の指導の充実に向けて、人権教育指導者研修会を実施した。</p> <p>■小・中・義務教育学校での人権擁護に対する意識啓発が図られた一方、人権に対する意識の日常化、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の涵養、人権に照らした学習活動の充実等が必要である。</p> <p>■今後も、校長会、生徒指導主事や特別活動等の担当者に対し、人権教育の趣旨について周知徹底を図るとともに、生徒自身が人権についての考えを深めることができるようフォーラム等の取組を継続し、人権擁護の意識を醸成することが重要である。</p>
	人権教育指導者養成事業	<p>■研修会の実施</p> <p>R3:人権教育研修会4回実施 95人参加</p> <p>R4:人権教育研修会4回実施276人参加</p> <p>R5:人権教育研修会4回(予定)</p>	生涯学習課	<p>■研修会を実施し、人権に関する理解啓発と関係職員の資質向上を図った。また中高生を対象に児童虐待防止講座を実施し、児童虐待防止の意識啓発に寄与した。</p> <p>■児童生徒の発達の段階に応じた性教育の推進を行い、児童生徒の意識啓発に寄与した。</p> <p>■今後も更なる啓発を推進するため、関係機関と連携し、継続した取組が必要である。</p>
	中高生を対象とした児童虐待防止講座の実施	<p>■学校を対象とした児童虐待防止講座の実施</p> <p>□実施校 R3 2校 R4 2校 R5 2校</p>	子ども・家庭支援課	
	性教育の推進	<p>■児童生徒の発達の段階に応じた性教育の推進</p>	保健体育安全課 子ども・家庭支援課	

5 暴力を許さない社会の形成				
施策 5-2 若年層に対する人権教育・啓発の推進				
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
デートDV防止・予防啓発の推進	デートDV防止講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■デートDV防止講座の実施 □実施校 R3 34校 R4 37校 R5 44校(予定) 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■デートDV防止講座の実施及び啓発パンフレットの配布により、デートDVの啓発と相談窓口の周知を図った。 ■将来のDV被害を防止するためにも継続した事業実施の必要がある。
	デートDV啓発資料の配布	<ul style="list-style-type: none"> ■デートDV防止啓発パンフレットの配布 R3 41,700部 R4 35,100部 R5 33,500部(予定) 	子ども・家庭支援課	
教育関係者に対する啓発及び学校における相談体制の充実	性教育指導者研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ■教職員及び性教育関係者を対象に指導者研修会をオンライン、オンデマンド形式で実施 ○申込者数 R3(オンライン36人、オンデマンド173人) R4(オンライン47人、オンデマンド159人) R5(参集58人、オンデマンド176人) 	保健体育安全課	<ul style="list-style-type: none"> ■教職員等に対し各種研修会を実施し、学校等における性教育の一層の充実を図る上での効果的な研修となった。また、リーフレット等の啓発資料を配布し、通報制度や相談窓口の周知を図り、被害者の早期発見につながる情報提供を行った。 ■引き続き構成機関との連携及び意識啓発に努め、支援団体の取組の促進、連携体制の機能強化を図る必要がある。
	教育関係者へのDV予防啓発の推進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■デートDV防止講座の実施 ■教職員向けデートDV対応の手引きやDV予防啓発リーフレットの配布 	子ども・家庭支援課	
	児童虐待防止・対応研修会の開催【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■教職員を対象とした児童虐待防止・虐待を発見した際の対応方法等に関する研修会の実施 □教職員向け研修会の実施 R3 各圏域1回 R4 各圏域1回 R5 各圏域1回 	子ども・家庭支援課	
	要保護児童対策地域協議会機能強化事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■要保護児童対策地域協議会機能強化研修会の開催 R3 8回 153名参加 R4 3回 120名参加 	子ども・家庭支援課	

5 暴力を許さない社会の形成				
施策	5-3 加害者更生に向けた取組			
取組	関連事業	事業内容	担当部局等	評価
警察における加害者への対応	警察による加害者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ■被害者の意向等を踏まえて、加害者の検挙や指導等を実施 	県民安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ■通報や相談等により認知したDV事案に対して、被害者の意向等を踏まえ、検挙や指導等を実施し、被害者の保護及び再発防止に努めた。 ■今後も継続して、被害者の安全確保等のため、被害者の意向等を踏まえ、加害者の検挙、指導等を実施する。
加害者からの相談体制の充実	男女共同参画相談室での相談対応【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■「みやぎ男女共同参画相談室」において、様々な男女共同参画に関する県民からの相談に男性相談員が対応する。 □相談件数 R3 1,195件 R4 1,292件 	共同参画社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画相談室の一般相談や男性相談により、相談受付体制の充実を図った。また、関係職員及び相談員等に対する各種研修会や各地域での講座の実施により、相談対応能力の向上及び支援制度等の理解が深まり、資質向上が図られた。 ■引き続きDV加害者も含む相談体制の拡充を図り、問題の早期発見につなげると共に、研修会等を開催し、相談員等の資質向上及び相談体制の強化に努める必要がある。
	市町村人材育成支援事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村等担当職員研修会の実施 ■各種研修会への参加案内 	子ども・家庭支援課	
加害者の気づきを促す啓発の推進	DV予防啓発【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■DV・デートDV防止啓発リーフレットの配布 □一般向けリーフレット作成数 R3 14,000部 R4 12,000部 R5 10,000部(予定) □若年層向けリーフレット作成数 R3 20,000部 R4 4,000部 R5 5,000部(予定) ■デートDV防止啓発パンフレットの配布 R3 41,700部 R4 35,100部 R5 33,500部(予定) ■夜間・休日DV電話相談事業広報カードの配布 ■電話相談や面接相談について、新聞、ラジオ、HP等を活用した啓発 	子ども・家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■デートDV防止講座の実施及び啓発パンフレットの配布により、デートDVの啓発と相談窓口の周知を図った。 ■将来のDV被害を防止するためにも継続した事業実施の必要がある。
	デートDV防止講座の実施【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ■デートDV防止講座の実施 □実施校 R3 34校 R4 37校 R5 44校(予定) 	子ども・家庭支援課	

関係機関一覧

行政関係(県)

名称	所在地	電話番号	備考
女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)		TEL 022-256-5203 FAX 022-256-2814 相談専用 022-256-0965	【電話相談】 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00 【面接相談(予約制)】 月～金(祝日・年末年始を除く) 【一時保護】 相談の内容により必要に応じて短期間一時保護します。 【その他】 DV防止法の保護命令申立に関する手続き支援
仙南保健福祉事務所 母子・障害班	大河原町字南129-1	0224-53-3132	電話・面接相談(女性相談員)
仙台保健福祉事務所 母子・障害第一班	塩竈市北浜4-8-15	022-363-5507	電話・面接相談(女性相談員)
北部保健福祉事務所 母子・障害第一班	大崎市古川旭4-1-1	0229-91-0712	電話・面接相談(女性相談員)
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所 母子・障害班	栗原市築館藤木5-1	0228-22-2118	電話・面接相談(女性相談員)
東部保健福祉事務所 母子・障害班	石巻市あゆみ野5-7	0225-95-1431	電話・面接相談(女性相談員) 母子父子家庭等弁護士相談 → 年4回実施(予約制)
東部保健福祉事務所 登米地域事務所 母子・障害班	登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5	0220-22-6118	電話・面接相談(女性相談員) 母子父子家庭等弁護士相談 → 年4回実施(予約制)
気仙沼保健福祉事務所 母子・障害班	気仙沼市東新城3-3-3	0226-21-1356	電話・面接相談(女性相談員) 母子父子家庭等弁護士相談 → 年4回実施(予約制)
みやぎ男女共同参画相談室 (共同参画社会推進課)	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2570	【一般相談】 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～16:45 【法律相談(予約制)】 毎月第4木曜(祝日の場合変更あり) 13:00～16:30 【LGBT(性的マイリティ)相談】 毎月第2・4火曜 (祝日・年末年始を除く) 12:00～16:00
		022-211-2557	【男性相談】 男性相談員による男性相談 毎週水曜(祝日・年末年始を除く) 12:00～17:00

行政関係(市町村)

名称	所在地	電話番号	備考
仙台市青葉区保健福祉センター 家庭健康課	仙台市青葉区上杉1-5-1	022-225-7211(代)	8:30~17:00
仙台市宮城総合支所保健福祉課	仙台市青葉区下愛子字観音堂 5	022-392-2111(代)	8:30~17:00
仙台市宮城野区保健福祉センター 家庭健康課	仙台市宮城野区五輪2-12- 35	022-291-2111(代)	8:30~17:00
仙台市若林区保健福祉センター 家庭健康課	仙台市若林区保春院前丁3-1	022-282-1111(代)	8:30~17:00
仙台市太白区保健福祉センター 家庭健康課	仙台市太白区長町南3-1-15	022-247-1111(代)	8:30~17:00
仙台市泉区保健福祉センター 家庭健康課	仙台市泉区泉中央2-1-1	022-372-3111(代)	8:30~17:00
石巻市 虐待防止センター (石巻市配偶者暴力相談支援センター)	石巻市穀町14番1号	0225-95-1111(代) 0225-23-6614(直通)	8:30~17:00
塩竈市 子育て支援課	塩竈市本町1-1	022-353-7797	8:30~17:15
気仙沼市地域づくり推進課 男女共同参画推進室	気仙沼市八日町1-1-10	0226-22-3409 0226-24-5988(相談 専用)	9:00~17:00
白石市 男女共同参画相談支援センター	白石市字本町27	0224-22-6035	月・水・木・金 8:30~16:30
名取市 こども支援課 (家庭児童相談室)	名取市増田字柳田80	022-724-7120	9:00~16:00
角田市 子育て支援課	角田市角田字柳町35-1	0224-63-0134	8:30~17:15
多賀城市 子育て支援課	多賀城市中央2-1-1	022-368-1141(代) 022-368-1631(直通)	8:30~17:00
岩沼市 子ども福祉課	岩沼市桜1-6-20	0223-22-1111(代)	8:30~17:15
登米市福祉事務所子育て支援課	登米市南方町新高石浦130	0220-58-5562	8:30~17:15
栗原市 子育て支援課	栗原市築館薬師1-7-1	0228-22-2360	8:30~17:15
東松島市 子育て支援課	東松島市矢本字上河戸36-1	0225-82-1111	8:30~17:15
大崎市 子育て支援課	大崎市古川七日町1-1	0229-23-6048	9:00~17:00
大崎市 男女共同参画相談室	大崎市古川千手寺二丁目3番 15号	0229-24-3950	9:00~16:00
富谷市 子育て支援課	富谷市富谷坂松田30	022-358-0516	9:00~17:00
蔵王町 子育て支援課	刈田郡蔵王町大字円田字西浦 北10	0224-33-2122	8:30~17:15

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
七ヶ宿町 健康福祉課	刈田郡七ヶ宿町字関94	0224-37-2331	8:30~17:15
大河原町 子ども家庭課	柴田郡大河原町字新南19	0224-53-2251	8:30~17:15
村田町 子育て支援課	村田町大字村田字迫6	0224-83-6405	8:30~17:15
柴田町 子ども家庭課	柴田郡柴田町船岡中央2-3-45	0224-55-2115	8:30~17:15
川崎町 保健福祉課	柴田郡川崎町前川字北原23-1	0224-84-6008	8:30~17:15
丸森町 子育て定住推進課	伊具郡丸森町字鳥屋120	0224-72-3013	8:30~17:15
亶理町 福祉課	亶理郡亶理町字悠里1	0223-34-1114	8:30~17:15
山元町 保健福祉課	亶理郡山元町浅生原字作田山32	0223-37-1113	8:30~17:15
松島町 町民福祉課	宮城郡松島町高城字帰命院下-19-1	022-354-5798	8:30~17:15
七ヶ浜町 子ども未来課	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1	022-357-7454	8:30~17:15
利府町 保健福祉課	宮城郡利府町青葉台1-32	022-356-1334	8:30~17:15
大和町 総務課	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1-1	022-345-1112	8:30~17:30
大郷町 保健福祉課	黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8	022-359-5507	8:30~17:15
大衡村 健康福祉課	黒川郡大衡村大衡字平林62	022-345-0253	8:30~17:15
色麻町 保健福祉課	加美郡色麻町四竈字杉成27-2	0229-66-1700	8:30~17:15
加美町 子育て支援室	加美郡加美町字西田四番7-1	0229-63-7870	8:30~17:15
涌谷町 福祉課	遠田郡涌谷町涌谷字中江南278	0229-43-5111	8:30~17:15
美里町 健康福祉課	遠田郡美里町牛飼字新町51	0229-32-2945	8:30~17:15
女川町 健康福祉課	牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1	0225-54-3131	8:30~17:15
南三陸町 保健福祉課	本吉郡南三陸町志津川字沼田14-3	0226-46-2601	8:30~17:15
仙台市 「女性への暴力相談電話」		022-268-5145 (電話相談)	月・水~金 9:00~17:00 火 9:00~19:00 (祝日・年末年始を除く)

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台「女性相談」	仙台市青葉区中央1-3-1 アエル29階	022-224-8702 (電話相談)	月・水～土 9:00～ 15:30 (祝日・年末年始・休 館日を除く)
		022-268-8302 (面接相談予約専用・要 予約)	月・水～土 9:00～ 17:00 火 9:00～21:00 (祝日・年末年始・休 館日を除く)

警察関係

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
仙台中央警察署 生活安全課	仙台市青葉区五橋1-3-19	022-222-7171	
仙台南警察署 生活安全課	仙台市太白区長町6-2-7	022-246-7171	
仙台北警察署 生活安全課	仙台市青葉区昭和町3-13	022-233-7171	
仙台東警察署 生活安全課	仙台市宮城野区南目館21-1	022-231-7171	
泉警察署 生活安全課	仙台市泉区泉中央1-2-5	022-375-7171	
若林警察署 生活安全課	仙台市若林区荒井東1-8-2	022-390-7171	
塩釜警察署 生活安全課	塩竈市北浜4-6-41	022-362-4141	
大和警察署 生活安全課	黒川郡大和町吉田字北谷地 27-1	022-345-0101	
石巻警察署 生活安全課	石巻市山下町1-6-20	0225-95-4141	
気仙沼警察署 生活安全課	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	0226-22-7171	
佐沼警察署 生活安全課	登米市迫町佐沼字中江5-11- 5	0220-22-2121	
登米警察署 生活安全課	登米市登米町寺池目子待井 265	0220-52-2121	
河北警察署 生活安全課	石巻市相野谷字杉ヶ崎20	0225-62-3411	
南三陸警察署 生活安全課	南三陸町志津川字新井田34- 166	0226-46-3131	
遠田警察署 生活安全課	遠田郡美里町藤ヶ崎1-81	0229-33-2321	
古川警察署 生活安全課	大崎市古川大宮1-1-17	0229-22-2311	
若柳警察署 生活安全課	栗原市若柳字川北原畑4-4	0228-32-3111	

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
築館警察署 生活安全課	栗原市築館字留場中田201-2	0228-22-1101	
鳴子警察署 生活安全課	大崎市鳴子温泉字車湯92-12	0229-82-2249	
加美警察署 生活安全課	加美郡加美町字町裏103-1	0229-63-2311	
岩沼警察署 生活安全課	岩沼市末広2-1-23	0223-22-4341	
大河原警察署 生活安全課	柴田郡大河原町字小島21-8	0224-53-2211	
白石警察署 生活安全課	白石市太平森合字清水田4-1	0224-25-2138	
角田警察署 生活安全課	角田市角田字扇町5-7	0224-63-2211	
亶理警察署 生活安全課	亶理郡亶理町字旧館61-21	0223-34-2111	

司法関係

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
仙台地方裁判所	仙台市青葉区片平1-6-1	022-222-6111	
仙台地方裁判所 大河原支部	柴田郡大河原町字中川原9	0224-52-2101	
仙台地方裁判所 古川支部	大崎市古川駅南2-9-46	0229-22-1601	
仙台地方裁判所 石巻支部	石巻市泉町4-4-28	0225-22-0361	
仙台地方裁判所 登米支部	登米市登米町寺池桜小路 105-3	0220-52-2011	
仙台地方裁判所 気仙沼支部	気仙沼市河原田1-2-30	0226-22-6659	
仙台家庭裁判所	仙台市青葉区片平1-6-1	022-222-4165	
仙台家庭裁判所 大河原支部	柴田郡大河原町字中川原9	0224-52-2102	
仙台家庭裁判所 古川支部	大崎市古川駅南2-9-46	0229-22-1694	
仙台家庭裁判所 石巻支部	石巻市泉町4-4-28	0225-22-0363	
仙台家庭裁判所 登米支部	登米市登米町寺池桜小路 105-3	0220-52-2011	
仙台家庭裁判所 気仙沼支部	気仙沼市河原田1-2-30	0226-22-6626	


名 称	所 在 地	電話番号	備 考
仙台簡易裁判所	仙台市青葉区片平1-6-1	022-222-6111	
大河原簡易裁判所	柴田郡大河原町字中川原9	0224-52-2101	
古川簡易裁判所	大崎市古川駅南2-9-46	0229-22-1601	
石巻簡易裁判所	石巻市泉町4-4-28	0225-22-0361	
登米簡易裁判所	登米市登米町寺池桜小路 105-3	0220-52-2011	
気仙沼簡易裁判所	気仙沼市河原田1-2-30	0226-22-6659	
築館簡易裁判所	栗原市築館薬師3-4-14	0228-22-3154	

法務局関係

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)		ナビダイヤル 0570-003-110	
女性の人権ホットライン		ナビダイヤル 0570-070-810	
こどもの人権110番		フリーダイヤル 0120-007-110	
仙台法務局	仙台市青葉区春日町7-25	022-225-5611	
仙台法務局 塩竈支局	塩竈市袖野田町3-20	022-362-2338	
仙台法務局 大河原支局	柴田郡大河原町字錦町1-1	0224-52-6053	
仙台法務局 古川支局	大崎市古川旭6-3-1	0229-22-0510	
仙台法務局 石巻支局	石巻市恵み野6-5-6	0225-22-6188	
仙台法務局 登米支局	登米市登米町寺池桜小路 70-2	0220-52-2070	
仙台法務局 気仙沼支局	気仙沼市河原田2-2-20	0226-22-6692	

児童及び生徒の相談関係

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
宮城県子ども総合センター	名取市美田園2-1-4	022-784-3580	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
		022-784-3576	子どもメンタルクリニック 【新患予約】 毎週火曜 (祝日・年末年始を除く) 13:00～16:30
宮城県中央児童相談所	名取市美田園2-1-4	022-784-3583	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
宮城県北部児童相談所	大崎市古川駅南2-4-3	0229-22-0030	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
宮城県東部児童相談所	石巻市あゆみ野5-7	0225-95-1121	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
宮城県東部児童相談所 気仙沼支所	気仙沼市東新城3-3-3	0226-21-1020	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
仙台市児童相談所	仙台市青葉区東照宮1-18-1	022-219-5111 022-718-2580(相談専用)	月～金 8:30～17:00 (祝日,年末年始を除く) 緊急時は夜間・休日も対応
教育庁義務教育課	仙台市青葉区本町三丁目8番1号	022-211-3646 直通	平日 8:30～17:15
大河原教育事務所	柴田郡大河原町字南129-1	0224-53-3111 内線570	平日 8:30～17:15
仙台教育事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	022-275-9111 内線2515	平日 8:30～17:15
北部教育事務所	大崎市古川旭四丁目1番1号	0229-87-3613 直通	平日 8:30～17:15
栗原相談窓口	栗原市築館藤木5-1	0228-57-3690 直通	平日 8:30～17:15
東部教育事務所	石巻市あゆみ野五丁目7番地	0225-95-7949 直通	平日 8:30～17:15
登米相談窓口	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	0220-22-2784 直通	平日 8:30～17:15
気仙沼教育事務所	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	0226-24-2573 直通	平日 8:30～17:15
児童生徒の心のサポート班(大河原教育事務所内)	柴田郡大河原町字南129-1	0224-86-3911 直通	月から金 9:00～17:00
児童生徒の心のサポート班(東部教育事務所内)	石巻市あゆみ野五丁目7番地	0225-98-3341 直通	月から木 9:00～17:00
不登校相談ダイヤル	名取市美田園2-1-4	022-784-3567	月～金 9:00～16:00 (祝日・休日・年末年始を除く)
子供の相談ダイヤル	名取市美田園2-1-4	022-784-3568	月～金 9:00～16:00 (祝日・休日・年末年始を除く)

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
24時間子供のSOSダイヤル		フリーダイヤル 0120-0-78310	
みやぎSNS相談			18:00～21:00 (年中無休) 

心のケア相談

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
宮城県精神保健福祉センター	大崎市古川旭 5-7-20	0229-23-0302 (電話相談)	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日, 年末年始を除く)
		0229-23-1603 (来所相談)要予約	月～金 8:30～17:00 (祝日, 年末年始を除く)
仙台市 精神保健福祉総合センター (はあとぼーと仙台)	仙台市青葉区荒巻字三居沢 1-6	022-265-2229 (はあとライン)	平日 10:00～12:00, 13:00～16:00 (祝日, 年末年始を除く。金 曜の午前は精神科医が担 当します。)
		022-217-2279 (ナイトライン)	18:00～22:00 (年中無休)
		022-265-2191 (来所相談)	電話予約要, 仙台市民が対象
みやぎ心のケアセンター	(基幹センター) 仙台市青葉区本町 2-18-2 1 鹿島定禅寺仙台ビル3階	022-263-6615	平日 9:00～17:00 (祝日, 年末年始を除く) 下記以外の市町村
	(石巻地域センター) 石巻市あゆみ野 5-7 宮城県石巻合同庁舎5階	0225-98-6625	平日 9:00～17:00 (祝日, 年末年始を除く) 石巻市, 東松島市, 女川 町

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
みやぎ心のケアセンター	(気仙沼地域センター) 気仙沼市東新城 3-3-3 宮城県気仙沼保健福祉事務 所2階	0226-23-7337	平日 9:00～17:00 (祝日, 年末年始を除く) 気仙沼市, 南三陸町

法律相談関係

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
仙台弁護士会 DV関連事件相談窓口	仙台市青葉区一番町2-9-18	022-266-3775	【相談料】 各弁護士事務所の報酬規定 平日 10:00~17:00 (多くは30分 5,000円+税)
仙台弁護士会 法律相談センター	仙台市青葉区一番町2-9-18	022-223-2383	有料:30分 5,000円+税 月~金 10:00~15:00 土 9:30~12:00 月・木 17:30~19:30
古川法律相談センター	大崎市古川駅南3-15 泉ビルB101	0229-22-4611	有料:30分 5,000円+税 火・土 10:00~15:00
気仙沼法律相談センター	気仙沼市田中前1-6-1	0226-22-8222	有料:30分 5,000円+税 月・水・毎月第1土・第3土 11:00~15:00
登米法律相談センター	登米市登米町寺池桜小路89-1 桜テラス川内201号室	0220-52-2348	有料:30分 5,000円+税 水・金 10:00~15:00
県南法律相談センター	柴田郡大河原町字町91	0224-52-5898	有料:30分 5,000円+税 火・木 10:00~15:30
石巻法律相談センター	石巻市穀町12-18 駅前ビル4階	0225-23-5451	有料:30分 5,000円+税 月~金 13:00~15:00 日 10:00~15:00
日本司法支援センター宮城地方事務所 (法テラス宮城)	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6階	0570-078369 (IP電話をご利用の方は、 050-3383-5535)	法律相談(DV被害の防止及び支援に関して理解のある弁護士の紹介) ・資産が一定基準の方:無料 ・資産が一定基準を超える方:有料 5,000円+税 月~金 9:00~17:00
宮城県 母子・父子福祉センター	仙台市宮城野区安養寺3-7-3	022-295-0013	ひとり親家庭等の相談 母子父子家庭等弁護士相談 毎月第3木曜(予約制)

※仙台弁護士会による法律相談では、扶助制度により、無料になる場合があります。

民間等関係機関

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
特定非営利活動法人 ハーティ仙台	仙台市青葉区一番町4-1-3 仙台市市民活動サポートセンター 私書箱19号	022-274-1885 (電話相談)	DV・性暴力被害・離婚問題など女性の様々な相談 月～金 13:30～16:30 (祝日・年末年始を除く) 火 18:30～21:00
特定非営利活動法人 チャイルドラインみやぎ	宮城県仙台市青葉区川平1-16-5 スカイハイツ102	0120-99-7777(18歳以下の子ども専用)	毎日 16:00～21:00 (年末年始を除く)
キャブネット・みやぎ	仙台市青葉区片平1-5-20	022-265-8866 (電話相談)	虐待に関する相談(面前DV) 月～土 10:00～13:00 (祝日・年末年始を除く)
特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台	宮城県仙台市青葉区二日町4-26 リバティーハイツ二日町102	022-398-9854	生活困窮等に関する相談・支援 9:00～18:00
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター (よりそいホットライン)		0120-279-226(岩手・宮城・福島専用) 0120-279-338(上記以外にお住まいの方)	DV・性暴力被害・10代20代の女の子の相談 24時間受付
公益社団法人 みやぎ被害者支援センター		022-301-7830	火～金 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
性暴力被害相談支援センター 宮城		0120-556-460	24時間365日受け付け 下記の時間以外は国のコールセンターへつながります。 月～金 10:00～20:00 土 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く。土曜は男性相談員による男性相談も実施)
特定非営利活動法人ウィメンズアイ			女性の様々な悩みに関する相談 生理用品の提供
特定非営利活動法人 キミノトナリ		050-3503-7707	予期せぬ妊娠に関する相談・支援 【にんしんSOS】 火・木・土曜日 17:00～22:00
女性のためにとまり木& リカバリー・トレーニングセンター しおり		022-211-1825	カウンセリング、居場所の提供 月～金曜日 9:30～17:00
認定NPO法人STORIA(ストーリーア)		022-200-6309	子育て・教育・お金・仕事・離婚・支援制度などひとり親の相談支援

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
認定特定非営利活動法人仙台傾聴の会		①【傾聴サロン】 (個別対面相談・要予約) 090-6253-5640 ②【傾聴茶話会】(予約なし) ③【電話相談】 月・水・金 070-2025-8947 火・木・土 080-3199-4481	悩みや不安に関する傾聴 傾聴サロンの開催 ①仙台市第1土曜日 名取市第3日曜日 岩沼市第3水曜日 塩竈市第4日曜日 全会場10:00～15:00 ②毎月第2土曜日 13:30～15:00 仙台市市民活動サポートセンター内 毎月第2木曜日 10:30～12:00 名取市増田公民館内 ③月・水・金曜日 10:00～16:00 火・木・土曜日 10:00～17:00 ※メール相談可
パープルリボンまゆら			女性支援プログラム DV加害者教育プログラムの実施
NPO法人ほっぷすてっぷ		080-3328-3515	シェアハウスの運営、居住支援 生活相談、自立支援
特定非営利活動法人 mia forza(ミア・フォルツァ)			傷つきや生きづらさを抱えた女性向けピアサポートグループとシェルターの運営、ひとり親世帯への食糧等の提供、ひとり親世帯の子どもの学習支援や居場所の提供、女性や子どもの相談対応

就業支援関係

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
宮城県母子・父子家庭等 就業・自立支援センター	仙台市宮城野区安養寺 3-7-3 宮城県母子・父 子福祉センター内	022-295-0013	主にひとり親家庭等の就業相談 火・土・祝日休館
仙台市母子家庭相談支援セン ター	仙台市青葉区中央1-3-1 アエル29階	022-212-4322	母子家庭の母・寡婦・離婚を考えて いる子育て中の女性を対象とした就 業・自立相談 火 11:00~19:00 水~土 9:00~17:00 (祝休日・年末年始・休館日を除く)
仙台市父子家庭相談支援セン ター	仙台市青葉区二日町6-6 シャンボール青葉2階	022-302- 3663	月~金 18:00~20:00 (祝休日, 第4水曜日, 年末年始を除く)
ハローワーク仙台	仙台市宮城野区榴岡4- 2-3 MTビル3・4・5F	022-299-8811	
ハローワークプラザ青葉	仙台市青葉区中央2-11- 1 オルタス仙台ビル4F	022-266- 8609	マザーズハローワーク青葉 022-266-8604
ハローワークプラザ泉	仙台市泉区泉中央1-7-1 地下鉄泉中央駅ビル4F	022-771-1217	
ハローワーク大和	黒川郡大和町吉岡南2- 3-15	022-345- 2350	
ハローワーク石巻	石巻市泉町4-1-18	0225-95-0158	
ハローワーク塩釜	塩釜市港町1-4-1マリン ゲート塩釜3階	022-362-3361	
ハローワーク古川	大崎市古川中里6-7-10 古川合同庁舎	0229-22- 2305	
ハローワーク大河原	柴田郡大河原町大谷字町 向126-4 オーガ1階	0224-53-1042	
ハローワーク白石	白石市字銚子ヶ森37-8	0224-25-3107	
ハローワーク築館	栗原市築館薬師2-2-1 築館合同庁舎	0228-22-2531	
ハローワーク迫	登米市迫町佐沼字内町 42-10	0220-22- 8609	
ハローワーク気仙沼	気仙沼市古町3-3-8気仙 沼駅前プラザ2階	0226-24-1716	

住宅の相談関係

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
宮城県土木部住宅課	仙台市青葉区本町3-8-1 行政庁舎9階	022-211-3252	
宮城県住宅供給公社	仙台市青葉区上杉1-1-20	022-224-0014	

※市町村営住宅については、各市町村の担当課にお問い合わせ下さい。

外国人に関する相談

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
公益財団法人 宮城県国際化協会	仙台市青葉区堤雨宮町4-17 県仙台合同庁舎7階	022-275-3796 022-275-9990 (みやぎ外国人相談 センター)	13言語対応 (中国語・韓国語・英語・ポルトガ ル語・タガログ語・ベトナム語・ネ パール語・インドネシア語 等)
公益財団法人 仙台観光国際協会	仙台市青葉区青葉山無番地 仙台国際センター会議棟1階	022-224-1919 (通訳サポート電 話) 022-265-2471 (仙台多文化共生セ ンター)	18言語対応 (日本語, 英語, 中国語, 韓国語, ベトナム語, ネパール語, タガログ 語, タイ語, ポルトガル語, スペイ ン語, ロシア語, インドネシア語, イタリア語, フランス語, ドイツ語, マレー語, クメール語, ミャンマー 語, モンゴル語)

多重債務等の消費生活相談

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
宮城県消費生活センター	仙台市青葉区本町3-8-1行政庁舎 1階	022-261- 5161	平日 9:00~17:00 土日 9:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)
仙台市消費生活センター	仙台市青葉区一番町4-11-1 141ビル(三越定禅寺通り館)5階	022-268- 7867	平日 9:00~17:00 土曜 9:00~16:00 (祝日・年末年始を除く) ※仙台市内に在住, 通勤・通 学の方が対象

各種支援制度

1 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

令和5年4月1日現在

資金種別	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率(注1)	備考
事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦等	3,260,000円 母子・父子福祉団体 4,890,000円	—	貸付の日から 1年間	据置期間経過後 7年以内	無利子 又は 年1.0%	
事業継続	//	1,630,000円	—	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 7年以内	無利子 又は 年1.0%	
修学	ひとり親家庭の親が 扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	別表1のとおり	就学期間中	卒業後 6か月間	据置期間経過後 20年以内	無利子	専修学校(一般課程)の場合は5年以内で償還
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	[一般]月額 68,000円 [特別]一括 816,000円 [特別]* 460,000円	技能習得期間 中 5年以内	技能習得後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子 又は 年1.0%	* 自動車運転免許の習得に係るもの
修業	ひとり親家庭の親が扶養 する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	一般 月額 68,000円 特別 * 460,000円	知識技能の習 得期間中 5年 以内	知識技能 習得後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子	* 自動車運転免許の習得に係るもの
就職支度	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	一般 105,000円 * 特別 340,000円	—	貸付の日から 1年間	据置期間経過後 6年以内	親に係る貸付: 無利子又は年 1.0% 児童に係る 貸付:無利子	* 通勤のための 自動車購入が必要 であると認め られる場合
医療介護	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 (児童は医療のみ) 寡婦等	医療・一般 340,000円 医療・特別 480,000円 介護 500,000円	—	医療介護期間 満了後 6か月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は 年1.0%	
生活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	知識・技能を習得している間 月額 141,000円 医療又は介護を受けてい る間、母子・父子家庭とな って間もない(7年未満) 生活安定期間中(*1、*2) 、失業中 月額 108,000円(但し 生計中心者でない場合は 月額70,000円*3) 家計が急変し児童扶養手 当受給相当まで所得が減少 児童扶養手当に準拠 した額(全部支給)	技能習得期間中 5年以内、医療又は 介護を受けて いる期間1年以 内 母子・父子家庭と なってから7年未 満、 離職した日から1 年以内、 緊急生活安定貸 付期間(家計急 変)中原則3月以 内	技能習得若しく は医療・介護終 了後又は生活 安定貸付、失業 貸付若しくは緊 急生活安定期 間満了後 6か月間	技能習得 20年以内 医療、介護、失業 5年以内 生活安定 8年以内 家計急変 10年以内	無利子 又は 年1.0%	*1 生活安定貸付 期間中合計貸付上 限額 2,592,000円 *2 養育費取得に 係る裁判費用につ いては、一括貸付 上限額 1,296,000円 *3 現に扶養する 子のない及び扶養 する子の生計を維 持していない寡婦 も同様

資金種別	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率(注1)	備考
住宅	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	1,500,000円 * 特別 2,000,000円	—	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 6年以内 特別 7年以内	無利子 又は 年1.0%	* 災害等により住宅が全壊した場合で特に必要と認められる場合や老朽等による増改築(移転改築を含む)を行う場合
転宅	//	260,000円	—	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 3年以内	無利子 又は 年1.0%	
就学支度	ひとり親家庭の親が 扶養する児童 父母のない児童 寡婦等が扶養する子	別表2のとおり	—	卒業後 6か月間	据置期間経過後 20年以内 修業 5年以内	無利子	専修学校(一般課程)及び修業施設に係る場合は5年以内で償還
結婚	ひとり親家庭の親が扶養する児童、寡婦等が扶養する子	310,000円	—	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は 年1.0%	

注1) 修学、修業、就職支度(児童に係る貸付)及び就学支度資金を借りの場合は、お子さん(児童又は子)が連帯借受人となり、お子さん(児童又は子)本人が借りの場合は、償還能力のある母又は父などの連帯保証人が必要です。事業開始、事業継続、技能習得、就職支度資金(親に係る貸付)、医療介護、生活、住宅、転宅及び結婚資金については、連帯保証人を付す場合は無利子、連帯保証人を付さない場合は年利1.0%になります。

注2) 申請には申請書以外の書類(所得証明書、家計費内訳書等)が必要です。なお、貸付の可否は、実態調査や所定の審査を行った上で決定されます。

注3) 申請から貸付までには一定の期間が必要となりますので、お早めに各事務所の担当班へ相談願います。

注4) 償還は、年賦、半年賦又は月賦償還の方法によるものとします。また、繰上償還も可能です。

注5) 児童を扶養している者が、同時に20歳以上の子を扶養している場合、その20歳以上の子も児童に含みます。

注6) 児童扶養手当法施行令第4条に定める計算方法に基づき算出した前年所得が682万円(年収目安900万円)を超える場合は修学資金の限度額が異なります。

別表1 [修学資金の貸付限度額]

(単位:月額・円)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程) 中等教育学校後期課程	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専門学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	78,000	78,000			
	私立	自宅通学	89,000	89,000			
		自宅外通学	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500	96,500			
	私立	自宅通学	93,500	93,500			
		自宅外通学	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			52,500	52,500			

別表2 [就学支度資金の貸付限度額]

(単位:円)

学校種別		貸付金額	学校種別		貸付金額	
小学校		64,300	大学 短期大学 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	自宅	国公立	410,000
中学校		81,000			私立	580,000
高等学校 専修学校(一般・高等) ※専修学校(一般)は 国公立の金額	自宅	国公立	専修学校 (専門課程)	自宅外	国公立	420,000
		私立			私立	590,000
	自宅外	国公立	修業施設 (中学卒業者)	自宅	150,000	
		私立		自宅外	160,000	
			大学院	国公立	380,000	
				私立	590,000	
			修業施設 (高校卒業者)	自宅	272,000	
				自宅外	282,000	

2 児童扶養手当

支給要件	支給額	支給時期
父母が婚姻を解消した児童 父又は母が死亡した児童 父又は母が一定程度の障害の状態にある児童 父又は母が生死不明の児童 父又は母が1年以上遺棄している児童 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 父又は母が1年以上拘禁されている児童 婚姻によらないで生まれた児童 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童	児童1人の場合 全部支給 44,140円(月額) 一部支給 44,130円～10,410円(月額) 児童2人以上の加算額 2人目 全部支給 10,420円(月額) 一部支給 10,410円～5,210円(月額) 3人目以降1人につき 全部支給 6,250円(月額) 一部支給 6,240円～3,130円(月額)	1月 3月 5月 7月 9月 11月

※ 支給額に変更が生じる場合があります。

3 その他の支援制度

事業名	内容
母子父子家庭等就業・自立支援センター	宮城県母子・父子福祉センターにおいて、就業相談から就業支援講習会等の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスの提供を行う。
母子父子家庭等電話相談事業	宮城県母子・父子福祉センターにおいて、毎週日曜日に母子父子家庭が抱える悩み等の電話相談を行う。
母子父子家庭等特別相談事業	県保健福祉事務所及び宮城県母子・父子福祉センターにおいて、母子父子家庭等が抱える諸問題のうち養育費や親権等専門的な解決を要すると思われる相談等について、弁護士による無料法律相談を行う。
ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親の経済的な自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給を行う。
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して、資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、職業訓練のための資金を貸付する。
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親と児童に対し、高卒認定試験の合格を目指す場合に講座の受講費用の一部を支給する。
ひとり親家庭支援員設置事業	県保健福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置し、ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な支援を行う。

事業名	内容
母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立促進のため、県保健福祉事務所に自立支援プログラム策定員を配置し、個々の状況や希望等に応じた自立支援プログラムを策定する。
生活保護受給者等就労自立促進事業	児童扶養手当受給者に対し、福祉事務所と公共職業安定所が連携して就労支援を行う。
母子・父子家庭医療費助成	母子・父子家庭の経済的負担を軽減するため、母子・父子家庭などが受診した場合にかかる医療費の一部負担金の一部を助成する。各種医療保険の対象となる医療費の自己負担分のうち、通院の場合で1件1,000円、入院の場合で1件2,000円を控除した額を助成する。